

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和2年2月12日付け和歌山市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明します。

1 協議が調った運行計画

(1) 加太地区デマンド型乗合タクシー

①令和元年度運行計画からの変更点

- ・小島住吉停留所の廃止
- ・小島住吉～大川間の路線廃止
- ・名称を小島住吉系統から大川系統に変更
- ・大川停留所9:53発を10:00発、10:53発を11:00発、
13:53発を14:00発に変更

②運行形態・・・路線不定期運行

③運行計画・・・資料①のとおり

④運行日・・・全日

⑤使用車両・・・セダン型又はミニバン型小型タクシー車両

(車両の長さ5メートル以下かつ乗車定員4人以下)

(2) 紀三井寺団地地域バス

①令和元年度運行計画からの変更点

- ・第12便を減便し、最終便を第11便とする

②運行形態・・・路線定期運行

③運行計画・・・資料②のとおり

④運行日・・・平日(12月29日から1月3日を除く)

⑤使用車両・・・ハイエース(12人乗り)

2 運行開始日

令和2年4月1日

令和2年2月12日

和歌山市地域公共交通会議
会長 辻本勝

